特別職の給与等

(区長の給与の例)

【給与の概要】

	内容	金額
給料	勤務に対する報酬であり、諸	月額 1,113,000円
	手当を除いたもの	
	【審議会での審議対象】	
地域手当	民間賃金の地域間格差が適切	給料月額に 100 分の 14.5 を乗
	に反映されるような地域給制	じた額
	度を導入する必要性から、物	
	価等も踏まえつつ、主に民間	1, 113, 000×0. 145= <u>161, 385 円</u>
	賃金の高い地域に勤務する職	
	員に対し支給する手当	
期末手当	生活習慣上、生計費が時季的	<職員の例による>
	にかさむことを考慮し、民間	$(1, 113, 000 \times 1.145) \times 1.2 +$
	における賞与等の特別給に相	$1,113,000\times0.25=1,807,512$
	当する給与として支給する手	1,807,512×2.015月
	当	=3,642,136
	【審議対象外だが参考意見と	
	<u>して付すもの】</u>	6月及び12月に支給
		$3,642,136 \times 2 回 = 7,284,272 円$
年収	(給料+地域手当)×12月	$(1, 113, 000 + 161, 385) \times 12$
	+期末手当	+7,284,272 = 22,576,892
退職手当	在職期間中における公務への	勤続期間1年につき給料月額
	貢献、勤続・功労に対し支給す	に 100 分の 450 を乗じて得た額
	る手当	1,113,000×4.5×4年=
		20, 034, 000 円
		$20,034,000\times0.75=$
		15,025,500 円※

- ○「杉並区長等の給与等に関する条例」及び「杉並区長等の退職手当に関する条例」に規定
- ○実費弁償として、他に通勤手当、旅費を支給
- ※「杉並区長の退職手当の特例に関する条例」(令和4年9月)により25%減じる措置を実施
- ○区議会議員は報酬及び期末手当を支給